島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第5回島根海区漁業調整委員会が、平成29年6月16日(金)に 松江市の松江エクセルホテル東急で開催され、以下の議題について諮問等が 行われました。

【議題】

- (1)島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)
- (2) 太平洋クロマグロの資源管理の状況について (報告)

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1)島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。このたび、国より平成29年漁期のサバ類、ズワイガニに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ており、国の承認を得て、県計画を平成29年6月30日に公表されました。

県の管理計画の変更の概要

	平成 29 年 7 月~平成 30 年 6 月の知事管理量
まさば及びごまさば	24,000 トン 〔うち中型まき網:23,000 トン〕
ずわいがに	若干

(2) 太平洋クロマグロの資源管理の状況について (報告)

平成27年1月から全国的に実施されている「太平洋クロマグロの資源管理」について、第2期管理期間(平成28年7月1日~平成29年6月30日)の進捗状況及び第3管理期間(平成29年7月1日~平成30年6月30日)に向けての方向性について県の担当者から報告がありました。

第2管理期間は、全国的にクロマグロの漁獲が好調で、30 kg未満の小型魚の漁獲枠を超過したこと、島根県においても、県に割り当てられた漁獲上限を超えて漁獲されたこと、超過分については、第3管理期間(平成29年7月1日~平成30年6月30日)以降の割当量から差し引かざるを得ないこと、国は管理体制の変更やTAC制度の本格適用などを検討していること等について報告がありました。

これに対し委員からは、クロマグロの資源管理の必要性は理解するが、定 置網漁業の実情に応じた適切な管理方法となるよう検討すべきとの意見が ありました。

お問い合せ:島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950